

須坂市公立保育園保育業務支援 ICT システム導入及び運用保守業務
公募型プロポーザル実施要領

2024 年 5 月
須坂市 教育委員会
子ども課

1. 基本方針

須坂市公立保育園への保育業務支援ICTシステムの導入にあたっては、機能的に優れ真に須坂市の求めるニーズに対応したシステムの導入と、安定的なシステム保守管理を実現できる事業者が求められる。このことから、広く募ったうえで総合的に質の高い事業者を選ぶべく、公募型プロポーザル方式により決定することとする。この要領は、公募型プロポーザル方式により事業者選定するための手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1)業務名称

須坂市公立保育園保育業務支援ICTシステム導入及び運用保守業務

(2)履行期間

契約締結日から2027年(令和9年)3月31日まで(予定)

ただし、契約締結日から2024年(令和6年)9月31日までをシステム構築期間とし、2024年(令和6年)10月1日からは、システムの運用(当市指定デモ園での試験運用)を開始する想定である。

(3)業務内容

別紙「須坂市公立保育園保育業務支援ICTシステム導入及び運用保守業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。

(4)上限金額

金 17,655,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

ア. 上記の金額はプロポーザルにあたり設定した上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

イ. 事業者からの提案により付加された機能など、仕様書には記載はないが実施が効果的と認められる事項を行う場合においても、当上限金額の中で支出することとする。

ウ. 当上限金額は、履行期間内(契約締結日から2027年3月31日まで)に要する経費を2024年度中に一括前払いすることを前提とした上限額である。

3. 応募資格

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)企画提案書類提出時点において、須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録があり、当市

より入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4)民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5)暴力団による不当な行為の防止等による法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6)地方公共団体(公立保育園)への導入実績がある事業者であること。
- (7)消費税及び地方消費税等について滞納がないこと。
- (8)「10. 支払方式」の支払方式について、同意していること。

4. スケジュール

運用開始までのスケジュールは以下の通りである。

項目	期日又は機関
提案募集公告 質問・参加申請書 受付開始 提案書・見積書 受付開始	2024年5月31日(金)
質問 受付締め切り	～2024年6月13日(木)
質問回答	2024年6月17日(月)
参加申請書 受付締め切り	～2024年6月18日(火) 17時
提案書・見積書 提出締め切り	～2024年6月24日(月) 17時
審査条件確認	2024年6月27日(木)
審査会(プレゼンテーション)	2024年7月8日(月) 午後
選定結果通知	2024年7月10日(水)(予定)
契約締結	2024年7月中旬(予定)
各種システム導入	～2024年9月30日(月)(予定)
試験運用開始(デモ園での利用開始)	2024年10月1日(火)～(予定)

※スケジュールは、必要に応じて変更する場合がある。

5. 参加申請

プロポーザルへ参加する際は、下記の通り書類を提出すること。

(1)提出書類

- ア. 参加申請書(様式1)
- イ. 会社概要書(様式2)
- ウ. 業務実績書(様式3)

地方公共団体(公立保育園)への保育業務支援ICTシステムの導入実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額(業務規模)」を記入した書面。

(2)提出期限

2024 年6月 18 日(火) 17 時 まで

(3)提出先

下記項「12. 問い合わせ・書類提出先」の通り

(4)提出方法

郵送、電子メール又は持参とし、郵送の場合は提出期限の日時に必着とする。

(5)辞退方法

申請後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式4)を提案書・見積書提出までに「12. 問い合わせ・書類提出先」に提出するものとする。

6. 質問

本業務について質問がある場合は、下記の通り書類を提出すること。

(1)提出書類

質問書(任意様式)

(2)受付期間

2024 年6月 13 日(木)までの質問を受け付ける。

(3)提出先

下記項「12. 問い合わせ・書類提出先」の通り

(4)提出方法

郵送、電子メール又は持参とし、郵送の場合は提出期限の日必着とする。

(5)回答方法

2024年6月17日(月)までに、質問者を伏せたうえで、須坂市ホームページ上で質問内容と回答

を掲載する。

7. 企画提案

下記の通り企画提案に係る書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア. 企画提案書(様式5及び任意様式)

- ・参加申請した事業者は、仕様書及び須坂市公立保育園保育業務支援ICTシステム導入及び運用保守業務機能要件一覧表に示す仕様に基づき、目的達成のための最適な方策やシステムの概要を企画提案書により提案するものとする。
- ・提案は1者につき1件とする。
- ・企画提案書はA4判用紙(A4版に収まらない場合は折り込み可。)とすること。印刷の縦横は問わない。

イ. 須坂市公立保育園保育業務支援ICTシステム導入及び運用保守業務 機能要件一覧表(以下、「機能要件一覧表」という。)

- ・機能要件一覧表の「対応レベル」には、標準対応(◎)／カスタマイズによる対応(○)／代替による対応(△)／対応不可(×)を回答すること。
- ・カスタマイズによる対応(○)の場合は、「対応内容」欄にカスタマイズに係る費用を記載し、見積価格にも算入すること。
- ・代替による対応(△)の場合は、「対応内容」欄に実現方法及び係る費用を記載し、見積価格にも算入すること。

ウ. 見積書(任意様式)

- ・システム導入に係る経費(初期費用)、運用開始後の各月の経費(ランニングコスト)の区別ができるように記載すること。単価が分かる形で記載すること。また、オプション機能・カスタマイズを要する機能等は項目ごとの詳細を積算根拠がわかる形で記載すること。
- ・見積額の算出にあたっては、運用開始後の各月の経費(ランニングコスト)は、契約満了日(2027年3月31日)までの範囲の全ての経費を盛り込んだ見積額を算出すること。

エ. その他提案内容に関する補助資料(1部程度)

- ・提案内容に関して、参考となる資料や補完的な資料があれば、併せて提出を認める。
- ・提出にあたっては、補助資料である旨を明記し、企画提案書本書と明確に区別すること。

(2) 受付期間

2024 年6月 24 日(月) 17 時 まで

(3)提出先

下記項「12. 問い合わせ・書類提出先」の通り

(4)提出方法

電子データ1式と紙媒体6部での提出とする。

電子データは、電子メール又は CD-R による提出とすること。紙媒体は、郵送又は持参とし、郵送の場合は提出期限の日時に必着とする。

(5)提出書類等の取扱

ア. 提出書類の作成及び提出等に係る費用は事業者の負担とする。

イ. 提出された書類は返却しないものとする。

ウ. 企画提案書の著作権は、事業者に帰属する。

8. 審査方法

企画提案書を提出した事業者(以下、「提案者」という。)を対象に、「須坂市公立保育園ICTシステム導入機能選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において下記の通り審査のうえ、最優秀提案者を決定する。

(1)選定委員会

選定委員会は以下の構成で組織する。

項目	役職
委員	・須坂市公立保育園 園長(2名) ・須坂市公立保育園 園長補佐(1名) ・子ども課 児童保育所係 管理栄養士(1名) ・総務部 政策推進課 デジタル活用推進室 情報化推進係 係員(1名)
事務局	・子ども課 児童保育所係長 ・子ども課 児童保育所係 係員

(2)選定方法

ア. 審査条件

提案者が提出した企画提案書等の提出書類一式について、以下の事項を確認する。要件を満たさない場合は失格として、その後の審査は行わない。

①提案者が「3. 応募資格」を満たしていること。

②見積価格が「2. 業務の概要」の「(4) 上限金額」に定める金額の条件を満たしていること。

③仕様書に定める仕様を満たしていること。

確認の結果、失格だった場合のみ、2024 年6月 27 日(木)までに当市から当該提案者に別途連絡する。

イ. 一次審査(機能要件一覧・提案価格)

提案者が提出した機能要件一覧、提案価格を、下記「一次審査基準」により採点する。点数は小数第一位までを計算する。

一次審査を受けた提案者が4者以上であった場合、この時点で一次審査の結果による提案者の順位付けを行い、上位3者を二次審査の対象とする。この結果、二次審査対象資格を失った提案者には別途連絡する。

一次審査を受けた提案者が3者以下であった場合、この時点では一次審査の結果による提案者の順位付けは行わず、全員二次審査を行う。

<一次審査基準>

項目	審査観点	配点
提案価格	・基準価格に対する評価	20.0
機能要件	・「必須」の機能要件に対する対応状況 ・「推奨」の機能要件に対する対応状況	40.0

ウ. 二次審査(企画提案・プレゼンテーション)

提案者が提出した企画提案書についてプレゼンテーション審査を行い、下記「二次審査基準」により採点する。点数は小数第一位までを計算する。

①プレゼンテーションの内容

- ・35分(説明時間20分＋質疑応答時間15分)
- ・企画提案書の内容に関する説明や、選定委員会への質疑応答、その他特にアピールしたい機能等

②日程

2024 年 7 月 8 日(月) 午後(確定次第、対象者に対して個別に連絡する。)

③実施場所

当市の指定する場所(別途、対象者に対して個別に連絡する。)

④出席者・その他

- ・1者あたり最大 3 名までの出席を認める。

- ・原則として、当市に提出した企画提案書と補助資料を使用して説明することとし、資料の差替えや追加は認めない(スクリーン等に投影して説明する場合を含む)。ただし、明らかな若しくは軽微な修正の場合はこの限りではない。
- ・プロジェクター及びスクリーンは当市が用意する。
- ・当市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。

<二次審査基準>

項目	審査観点	配点
企画提案+プレゼンテーション	・構築実績 ・本業務に対する取り組み方針 ・企画提案内容の具体性 ・須坂市保育園のニーズに即しているか ・システムの使いやすさ(職員/保護者) ・業務遂行体制 ・スケジュール ・職員研修 ・セキュリティに対する考え方 ・保守運用体制 ・システム稼働後のサポート体制 ・将来性・拡張性 ・選定委員に対する説明力	40.0

(3)最優秀提案者の決定

- ①一次審査(満点:60.0点)と二次審査(満点:40.0点)の点数を合計する。
- ②合計点の高い順から、最優秀提案者を決定する。
- ③合計点が高同点の場合、下記の順番で最優秀提案者及び次点順位を決定する。
 - a. 機能要件の得点が高い順
 - b. 提案価格による得点が高い順
- ④上記のすべてが高同点の場合はくじ引きとする。

(4)選定結果の公表

選定結果は、各提案者へ電子メールで通知し、須坂市ホームページへの掲載をもって公表する。
受託者を除き、各提案者の社名については非公開とする。

9. 契約の締結

(1)受託者の決定について

ア. 審査を経て最優秀提案者となった者を「委託候補者」として選定し、委託候補者と企画提案の内容をもとに契約締結に向けた協議を行うものとする。

イ. 委託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

ウ. 契約締結後においても受託者の本業務における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2)仕様等の確定について

当市は、契約締結に向けて、委託候補者と協議を行うが、委託候補者の選定をもって企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書内容の精査を行い、本契約の仕様反映させることができる。

(3)契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4)契約保証金について

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、須坂市財務規則第124条第3号の規定に該当する場合は契約保証金の一部または全部の納付を免除する。

10. 支払方式

本業務の契約金額の支払いは、契約締結日～契約満了日(2027年3月31日)までの範囲の全ての経費を、2024年度内に一括前払いする。この支払方式を承諾のうえ、プロポーザルに参加すること。ただし、制度の改正や変更など、やむを得ない事情により契約期間内に規模の大きいシステム改修の必要性が生じた場合には相談に応じる。

11. その他

(1)提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から疑義の照会を行うことがある。

(2)本事業の受託者は、本事業において知り得た情報(周知の情報を除く)を本事業の目的以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(3)以下に該当した場合は失格とする。

ア. 参加申込書及び企画提案書の提出やプレゼンテーションに遅延した場合。ただし、やむを得ず遅延することが明らかに認められる場合等、正当な理由がある場合はこの限りではない。

- イ. 企画提案書に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ウ. この文書に記載した諸条件に違反した場合。
- エ. その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合。

12. 問い合わせ・書類提出先

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地1
須坂市 教育委員会 子ども課 児童保育所係(係長:鈴木／担当:藤丸)
TEL : 026-248-9026(課専用)
FAX : 026-248-8825
E-mail : kodomo@city.suzaka.nagano.jp